

「広域連携が困難な市町村における補完のあり方に関する研究会」概要

1 開催目的

- 「平成の合併」後も、全国には、小規模な市町村はなお相当数存在しており、そうした地域において、持続可能な行政サービスを提供していくことは重要な課題。
- 第31次地方制度調査会等での議論を踏まえ、市町村間の広域連携が困難な地域における都道府県等による補完のあり方について検討するために設置。

2 委員一覧

座長 辻 琢也	一橋大学理事・副学長	巽 智彦	成蹊大学法学部准教授
姥浦道生	東北大学大学院工学研究科准教授	中本成美	北九州市企画調整局政策部長
太田匡彦	東京大学法学部教授	速水健朗	フリーランスライター
大屋雄裕	慶応義塾大学法学部教授	村上明雄	広島県地域政策局地域振興部長
島崎謙治	政策研究大学院大学教授	山下保典	奈良県地域振興部次長
曾我謙悟	京都大学公共政策連携研究部教授	山下祐介	首都大学東京人文科学研究科准教授

3 開催実績

平成28年12月～平成29年6月の間に計7回開催。

44

都道府県による市町村の補完を巡るこれまでの議論と課題

- 現在もなお相当数存在する小規模市町村において、持続可能な行政サービスを提供していくことは、「平成の合併」後に残された重要な課題。
- 地方制度調査会では数次にわたり、市町村間の広域連携が困難な地域における有用な方策として、「都道府県による補完」に言及・提言。これに基づき「事務の代替執行」など、都道府県が市町村の事務処理を代替する手法の整備が進められてきた。
- しかしながら、その活用は概して低調であり、小規模市町村のニーズと乖離しているとの指摘も。

地方制度調査会における小規模市町村の補完に関する議論

- 第27次地方制度調査会(平成15年)
 - ・ 地方分権時代の市町村のあり方として「基礎自治体論」を提示
 - 「総合的で自立性の高い行政主体」「十分な権限と財政基盤」「高度化する行政事務に対処できる専門的職員集団」
 - ・ 合併困難な市町村への特別の方策として、都道府県が市町村の事務を広範に補完する特例的団体制度を検討事項として位置づけ
- 第29次地方制度調査会(平成21年)
 - ・ 「平成の合併」については一区切り
 - ・ 小規模市町村における事務執行の確保は、「①市町村合併、②市町村間の広域連携、③都道府県による補完等から市町村が自ら選択すべき」との考え方を提示
- 第30次地方制度調査会(平成26年)
 - ・ 「市町村間の広域連携が困難な場合には、都道府県による補完も重要」との考え方を提示
 - ・ 答申を受けて「事務の代替執行」の制度を創設(平成26年地方自治法改正)
- 第31次地方制度調査会(平成28年)
 - ・ 「都道府県による補完」の対象となる事務や補完の方法を、都道府県の事務処理体制に関連づけて類型化

都道府県による補完の仕組みの活用状況と小規模市町村の受け止め

- これまで整備を進めてきた事務処理を代替する手法の活用は概して低調(「事務の代替執行」の活用事例3件)
- 町村は、都道府県による新たな補完の仕組みの必要性を認識しているものの、「必要な専門職員の確保が難しく、必要な行政サービスの提供が困難」との認識は共有せず(参考:「平成の合併」の終わりと町村のこれから(平成22年4月全国町村会))

都道府県による市町村の補完を巡るこれまでの議論と課題

- これまでの地方制度調査会の議論は、平成初頭以降の地方分権と市町村合併を基調づけた「役割分担論」と「基礎自治体論」の2つの理念によって強く規定。
- 新たに創設された「事務の代替執行」等のこれまでの制度は、法定事務を念頭に置き、市町村から都道府県に法定事務の処理主体を移す形で、ある事務処理の役割をその処理能力を持つ主体に帰属させるもの（「法定の実施主体代替スキーム」）であり、2つの基調的な理念と整合するように仕組まれていた。
- しかしながら、市町村事務の中には、処理義務や処理方法等が法定されず、市町村と都道府県が重畳的に実施しうる、重要な事務も広く存在。これら事務に対する支援は、2つの理念からは十分には導かれず。

「地方分権」「平成の合併」を進めた2つの理念

① 役割分担論

→ 役割分担の明確化によって地方自治体の自律性を高めようとする「役割分担論」は、事務の根拠や分担関係、サービス水準や処理方法等が法定された事務に第一義的な関心。

② 基礎自治体論

→ 高度化する行政事務に対処できる行政体制の確保を目指す「基礎自治体論」は、国や都道府県から移譲される高度な事務を担う専門的職員集団の確保を重視。

市町村の事務の種類

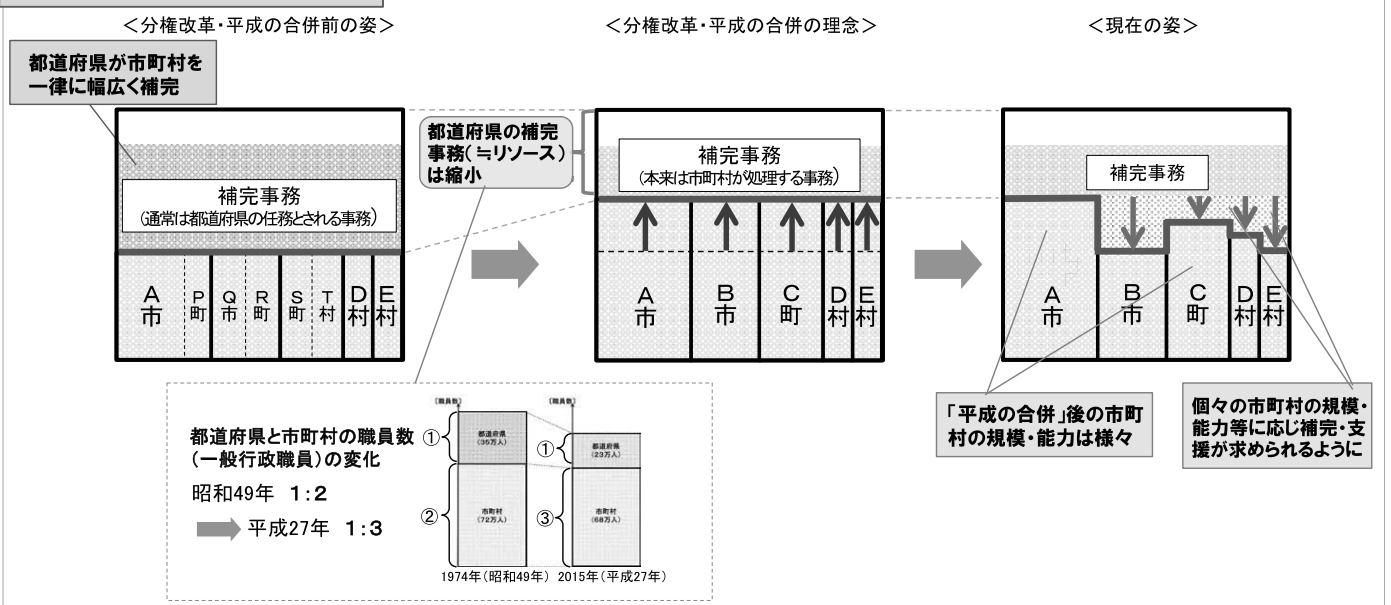
役割分担	あり	なし	
市町村に求められるサービス水準	一義的	一定の水準	定めなし
主な事務の例	<p>権限行使的</p> <p>各種許可 住民登録、戸籍 等</p> <p>消防、ごみ処理、義務教育、 市町村道維持管理、福祉 等</p>	<p>事業・サービスの</p> <p>上下水道 病院、公共交通 等</p> <p>地域振興、観光、 定住促進、文化施設 等</p>	
支援の仕組み	法定の実施主体代替スキームの充実（事務の代替執行（H26）等）	市町村の主要な事務だが注目当たらず	

46

「補完事務」の位置づけと都道府県の果たしうる役割・事務の変化

- 都道府県の「補完事務」の考え方は、地方分権一括法による地方自治法の改正により再構成。
改正前「通常は都道府県の任務とされる事務」→改正後「本来は市町村が処理する事務」
- 「平成の合併」、地方分権改革による権限移譲の進展、大都市等の増加による市町村の規模能力の全体的な拡大、行政改革の進展により、都道府県の事務の範囲・リソースは縮小。このため、都道府県の負担が大きい「都道府県による補完」（法定の実施主体代替スキーム）の射程はいまや限定的。
- また、「平成の合併」後の市町村の規模・能力は一層多様に。個々の市町村の規模・能力に応じた個別的な補完・支援が求められるように。こうした各側面の変容を踏まえれば、補完に代わる柔軟な支援の手法が必要。

「補完事務」の変化のイメージ



法定の実施主体代替スキーム以外の取組（①協働的な手法）

- 制度化された仕組み以外に視野を広げれば、小規模市町村が多い都道府県を中心に、県と市町村がそれぞれ有する総資源を活用し、都道府県と市町村が一体となって行政サービスを提供する取組（「協働的な手法」）が、様々な分野で進められていることが見いだされる。
- こうした「協働的な手法」をどう評価するか。また、都道府県と市町村の役割分担の明確化との関係をどう考えるか。

「協働的な手法」の例

<p>①「県による包括発注」 橋梁点検・修繕事業の発注代行 (奈良県「奈良モデル」)</p>		<p>②「県・市町村事業の一体化」 県と市町村のワンフロア化、予算一元化 (秋田県「機能合体」)</p>		<p>③「県と市町村の事務配分の融合化」 過疎地域の公立病院統合・再編 (奈良県)</p>	
<p>④現場に入る県職員 県職員が役場に常駐 (高知県「地域支援企画員制度」)</p>		<p>⑤「知事と市町村長の議論の場の定設化」 「奈良県・市町村長サミット」(年6回開催)</p>		<p>⑥「市町村間の協議の支援」 ごみ処理の広域化 (奈良県)</p>	

評価

- 「役割分担論」や「基礎自治体論」からは十分に導かれなかった支援の仕組み、また簡素で効果的な支援の仕組みとして評価できるのではないかと。
- 一方で、各地での個々の取組の蓄積から、支援の安定性や継続性を担保するための措置や、紛争解決のための措置等を抽出し、ルール化することが求められるのではないかと。
- なお、かつて「機能分担論」の下での国と地方の融合的な関係が濃密で不定型な関与を生んだ轍を踏まないよう、協働的な手法について一定の制度化・ルール化を行うことにより、そのリスクをコントロールしながら活用していく方向を指向すべきではないかと。

制度化・ルール化の具体策

- 議会の議決を要する連携協約(平成26年地方自治法改正で創設)の活用領域の拡大
 - ・ 県と市町村の基本的な役割分担を明確化
 - ・ 連携の安定性の担保

法定の実施主体代替スキーム以外の取組（②処理水準・手法の柔軟化）

- 小規模市町村の事務処理を支援している取組を専門職員の確保策以外にも視野を広げて見渡せば、個別の政策領域では、**国・都道府県の計画・方針レベルの政策変更**や、**条件不利地域の実情を踏まえた技術的基準の見直し**により、小規模市町村がその規模能力や実情に即した事務実施を選択可能としている事例（「**処理水準・手法の柔軟化**」）が見いだされる。
- こうした「処理水準・手法の柔軟化」をどう評価するか。また、全国的な行政水準の確保の要請との関係をどう考えるか。

<p>「国・都道府県の計画・方針レベルの政策変更」の例</p> <p><下水道都道府県構想の見直し> 人口がまばらになった区域は、下水道より浄化槽が経済的 県が下水道を重視してきた構想を見直し、下水道と合併処理浄化槽の役割分担の最適化を図ることで、浄化槽の処理人口が増加。市町村の負担軽減の契機に</p>	<p>「条件不利地域の実情を踏まえた技術的基準の見直し」の例</p> <p><条件不利地域における救急隊の編成の柔軟化> 改正前は、救急自動車1台及び救急隊員3人以上をもって編成することが必要 改正後は、 過疎地域・離島の救急隊の編成に新たな選択肢を設けることで、救急業務の空白地域を解消し、発生を防止</p>
---	--

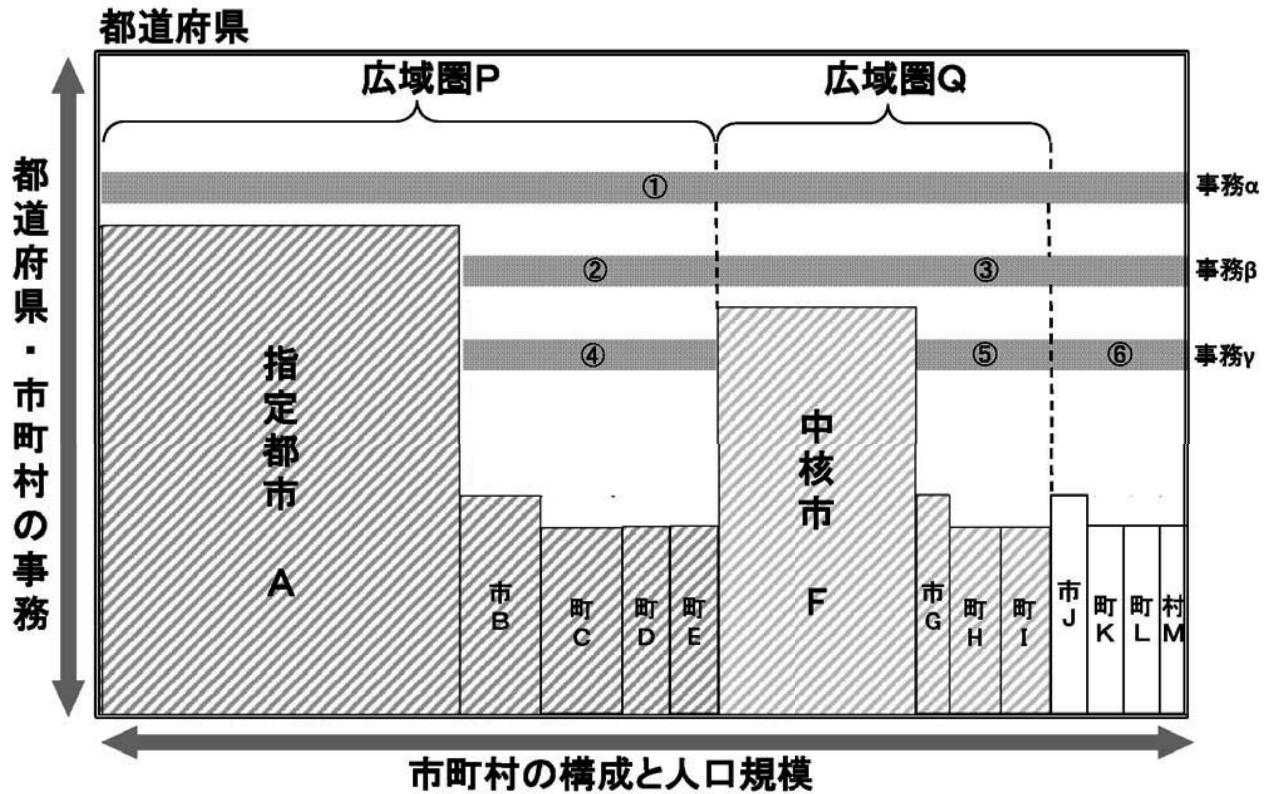
評価

- 市町村に求められる専門性・行政能力を硬直的に捉えることなく、地域の実情に即した適切な水準に調整することによって、市町村自らによる行政サービスの提供を可能ならしめ、都道府県の補完を不要化・軽減する取組として評価できるのではないかと。
- なお、小規模市町村のみについて技術的基準を見直すことは、全国的な行政水準の確保の要請にもとめるのではないかととの疑念がありうる。しかしながら、技術的基準の性質は一律ではなく、国民への一定のサービスを保障すべきとの要請と、地域の実情に合わせた水準・手法を設定すべきとの要請を考量して判断することが適当ではないかと。(参考:法令による義務付け・枠付けの見直し)
※ 市町村の規模能力に応じて権能や組織等の特例を設ける事例は現行法でも広く見られる。(例:町村は選挙管理委員会等の組織が簡素化、福祉事務所の設置不要など)

具体策

- 「地方分権改革提案募集」の活用による技術的基準の見直しの実現。

大都市等による周辺市町村の補完のイメージ

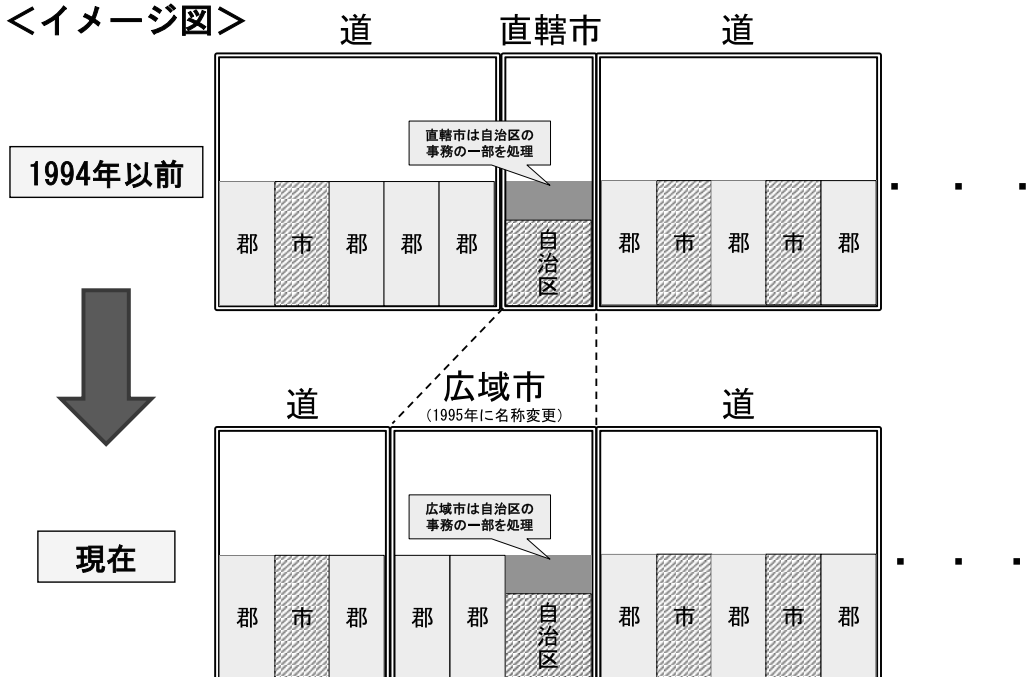


50

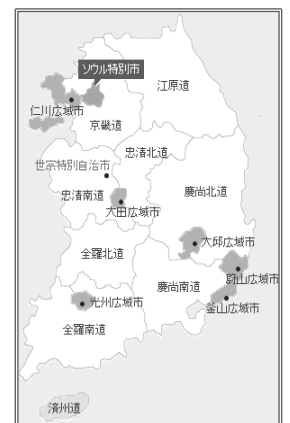
(参考) 韓国における広域自治体と基礎自治体の事務配分

- 韓国では、広域自治体として「道」及び「広域市」（概ね人口100万人以上の大都市。1995年までは「直轄市」）が設けられている。また、基礎自治体として、広域市には「自治区」と「郡」が、道には「市」と「郡」がそれぞれ設けられている。
- 「郡」は、1994年の地方自治法の改正により広域市にも設けることができることとされ、この改正の後、一部の広域市が周辺の郡を編入。これにより、周辺の区域におけるその区域内における広域的な事務を、大都市が処理するようになっている。

<イメージ図>



【参考】韓国の地方行政区画



道：全国に8道
 広域市：釜山、仁川、大邱、光州、大田、蔚山の6市

51

地方交付税について



平成29年5月25日(木)

総務省自治財政局

交付税課長 大沢 博

地方交付税率の変遷

(単位:%)

改正年度	所得税	法人税	酒税	消費税	たばこ税	地方法人税	法定率改正理由
昭和29	19.874	19.874	20				<ul style="list-style-type: none"> ・地方財政の財源不足に対処するため、順次引上げ
昭和30		22					
昭和31		25					
昭和32		26					
昭和33		27.5					
昭和34		28.5					
昭和35		28.5+0.3※					
昭和37		28.9					
昭和40		29.5					
昭和41		32					
平成元				24	25		<ul style="list-style-type: none"> ・昭和63年度の税制の抜本改革(消費税の創設等) 法定3税の減税に伴う交付税の減等への対応として消費税を対象税目化 ・国庫補助負担率の恒久化 恒久化される法人事業税の減税への対応として法人税の法定率を変更 ・平成6年度の税制の抜本改革(地方消費税の創設・消費税率の引上げ等) 所得税の減税に伴う交付税の減等への対応として消費税の法定率を引上げ ・平成11年度の税制改正(恒久的な減税) 法人事業税の減税への対応として法人税の法定率を引上げ ・平成18年度の税制改正 恒久化される法人事業税の減税への対応として法人税の法定率を変更 ・社会保障・税一体改革(消費税率の引上げ等) 社会保障四経費に則った範囲の社会保障給付における国・地方の役割分担等を勘案して消費税の法定率を変更 ・平成26年度の税制改正 地域間の税源の偏在性を是正するため地方法人税を創設 ・交付税原資の安定性の向上・充実を図るための法定率の見直し
平成9				↓ 29.5	↓		
平成11		32.5		↓	↓		
平成12		35.8		↓	↓		
平成19		34		↓	↓		
平成26				↓ 22.3	↓	全額	
平成27	33.1	33.1	50	↓	除外		
平成29	↓	↓	↓	↓	↓	↓	

※ 0.3は臨時地方特例交付金

近年の普通交付税の算定の見直しについて

(1) 包括算定経費の導入（平成19年度）

算定方法の抜本的な簡素化を図り、交付税の予測可能性を高める観点から、人口と面積を基本とした簡素な算定を行う包括算定経費を平成19年度から導入。

地方団体の財政運営に支障が生じないように変動額を最小限にとどめるよう制度を設計。

- ① 「国の基準付けがない、あるいは弱い行政分野」（基準財政需要額の1割程度）の算定について導入
- ② 人口規模や宅地、田畑等土地の利用形態による行政コスト差を反映
- ③ 算定項目の統合により「個別算定経費」の項目数を3割削減

H18 95(都道府県 42、市町村 53) → H19 68(都道府県 32、市町村 36)

- ④ 離島、過疎など真に配慮が必要な地方団体に対応する仕組みを確保（「地域振興費」の創設）

※ 基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定：抜粋）

地方団体の財政運営に支障が生じないよう必要な措置を講じつつ、簡素な新しい基準による交付税の算定を行うなど見直しを図る。

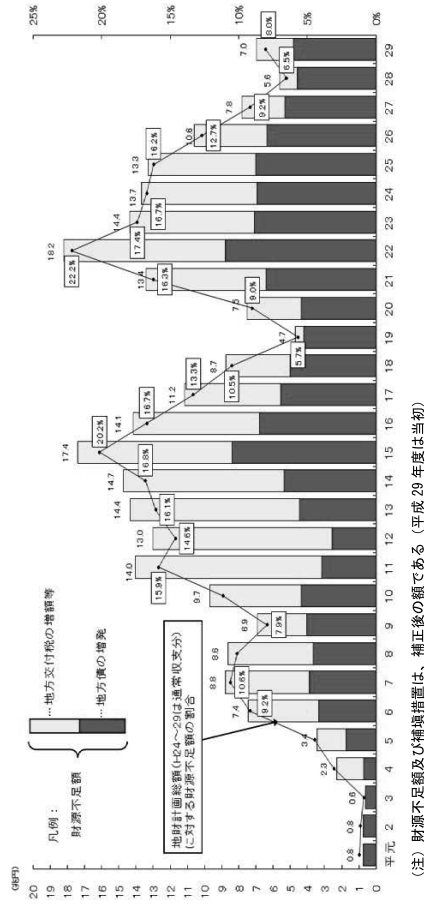
平成19年度算定額

		(単位：億円)	
区分	道府県分	市町村分	合計
包括算定経費(新型)	16,160	33,840	50,000

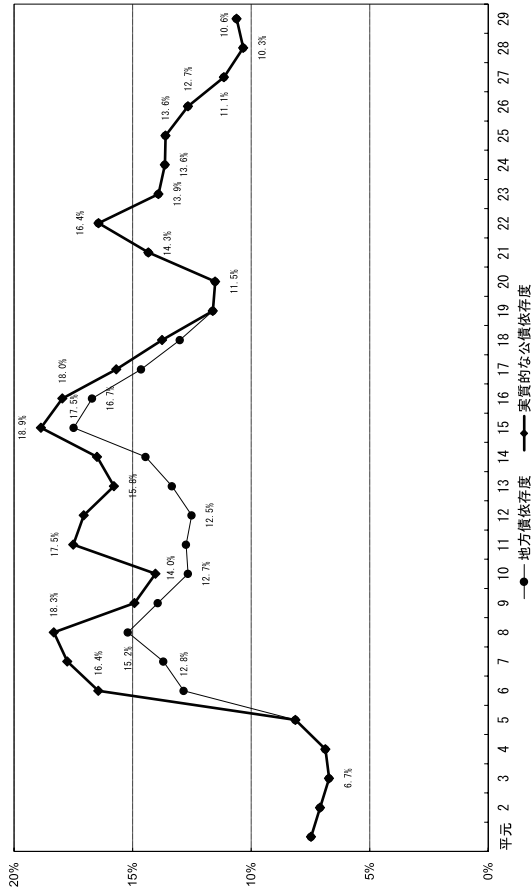
基準財政需要額(公債費除き)41兆円の約1割(12%)

【地方財政の財源不足の状況】

平成29年度は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が一定程度増加するとともに、国の取組と歩調を合わせて歳出抑制を図ったが、社会保障関係費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどにより、7.0兆円の財源不足となり、地方財政計画の約8.0%の見込みとなっている。



地方債依存度及び実質的な公債依存度の推移



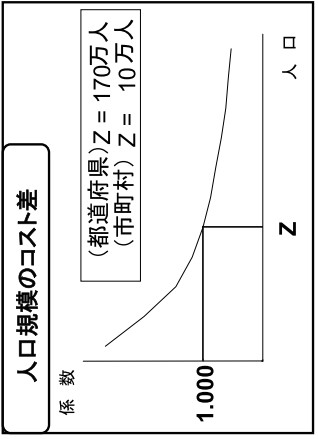
算定方法

ax + by

a: 12,390円(都道府県)、23,220円(市町村)
 b: 1,114,000円(都道府県)、2,357,000円(市町村)
 x: 人口規模のコスト差を反映した人口
 y: 土地利用形態のコスト差を反映した面積

土地利用形態のコスト差

都道府県	宅地: 1.00 (固定資産価格等の概要調査) 耕地: 2.87 (農林業センサス) 林野: 0.60 (農林業センサス) その他: 0.59 (上記以外の国土地理院公表面積)
市町村	宅地: 1.00 (固定資産価格等の概要調査) 田畑: 0.90 (固定資産価格等の概要調査) 森林: 0.25 (農林業センサス) その他: 0.18 (上記以外の国土地理院公表面積)



条件不利地域への配慮等

- ## 地域振興費
- ① 条件不利地域への対応
 - ② 行革インセンティブ等への対応
- ## 算定経費(例)

へき地・離島	特勤勤務手当(へき地勤務職員)の支給や離島であることによる増加財政需要
寒冷地	寒冷地手当の支給や公共施設の除排雪経費、暖房用燃料等の増加財政需要
合併	合併後の行政の一体化等に要する経費(合併特例法)
行革インセンティブ	歳出削減、歳入確保、地域振興等の経営努力に対応
基地	米軍及び自衛隊の基地が所在することによる増加財政需要
地域手当	地域手当の支給による増加財政需要
目的財源	事業所税や航空機燃料譲与税見合いの財政需要

※1 従来の算定方法により対応。
 ※2 行革インセンティブ算定については、平成19年度以降「頑張る地方応援プログラム」の一環として実施。

算定費目の統合・見直し

① 道府県分 平成18年度 平成19年度 ② 市町村分 平成18年度 平成19年度

1 個別算定経費

費目	測定単位
警察費	警察職員数
道路橋りょう費	道路の面積
河川費	河川の延長
港湾費	係留施設の延長(港湾) 係留施設の延長(漁港)
その他の土木費	人口
小学校費	教職員数
中学校費	教職員数
高等学校費	教職員数
特殊教育諸学校費	学級数
その他の教育費	人口 公立大学等学生数 私立学校等生徒数
生活保護費	町村部人口
社会福祉費	人口
衛生費	人口
高齢者保健福祉費	65歳以上人口 74歳以上人口
労働費	人口
農業行政費	農家数
林野行政費	公有以外の林野の面積 公有林野の面積
水産行政費	水産業者数
商工行政費	人口
徴税費	世帯数
恩給費	恩給受給権者数
企画振興費	人口
その他の諸費	人口
道路橋りょう費	道路の延長
港湾費	外郭施設の延長(港湾) 外郭施設の延長(漁港)
河川費	河川の延長
高等学校費	生徒数
特殊教育諸学校費	学級数
社会福祉費	人口
高齢者保健福祉費	65歳以上人口
農業行政費	耕地の面積
林野行政費	林野の面積
その他の諸費	人口
面積	面積

2 包括算定経費

警察費	警察職員数
道路橋りょう費	道路の面積
河川費	河川の延長
港湾費	係留施設の延長(港湾) 係留施設の延長(漁港) 外郭施設の延長(港湾) 係留施設の延長(漁港) 外郭施設の延長(漁港)
その他の土木費	人口
小学校費	教職員数
中学校費	教職員数
高等学校費	教職員数
特別支援学校費	教職員数
その他の教育費	人口 公立大学等学生数 私立学校等生徒数
生活保護費	町村部人口
社会福祉費	人口
衛生費	人口
高齢者保健福祉費	65歳以上人口 75歳以上人口
労働費	人口
農業行政費	農家数
林野行政費	公有以外の林野の面積 公有林野の面積
水産行政費	水産業者数
商工行政費	人口
徴税費	世帯数
恩給費	恩給受給権者数
地域振興費	人口
面積	面積

1 個別算定経費

費目	測定単位
消防費	人口
道路橋りょう費	道路の面積
港湾費	係留施設の延長(港湾) 係留施設の延長(漁港)
都市計画費	都市計画区域における人口 人口 都市公園の面積
下水道費	人口
その他の土木費	人口
小学校費	児童数 学級数
中学校費	生徒数 学級数
高等学校費	教職員数 生徒数
その他の教育費	人口 幼稚園の幼児数
生活保護費	市部人口
社会福祉費	人口
保健衛生費	人口
高齢者保健福祉費	65歳以上人口 74歳以上人口
清掃費	人口
農業行政費	農家数
商工行政費	人口
その他の産業経済費	世帯数
戸籍住民基本台帳費	戸籍数
世帯	世帯数
企画振興費	人口
その他の諸費	人口
道路橋りょう費	道路の延長
港湾費	外郭施設の延長(港湾) 外郭施設の延長(漁港)
都市計画費	都市計画区域における人口
公園費	人口
下水道費	人口
その他の土木費	人口
小学校費	学級数
中学校費	学級数
高等学校費	生徒数
その他の教育費	人口
社会福祉費	人口
高齢者保健福祉費	65歳以上人口
清掃費	人口
農業行政費	農家数
その他の産業経済費	世帯数
企画振興費	人口
その他の諸費	人口
面積	面積

2 包括算定経費

消防費	人口
道路橋りょう費	道路の面積
港湾費	係留施設の延長(港湾) 係留施設の延長(漁港) 外郭施設の延長(港湾) 係留施設の延長(漁港) 外郭施設の延長(漁港)
都市計画費	都市計画区域における人口 人口 都市公園の面積
下水道費	人口
その他の土木費	人口
小学校費	児童数 学級数
中学校費	生徒数 学級数
高等学校費	教職員数 生徒数
その他の教育費	人口 幼稚園の幼児数
生活保護費	市部人口
社会福祉費	人口
保健衛生費	人口
高齢者保健福祉費	65歳以上人口 75歳以上人口
清掃費	人口
農業行政費	農家数
林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数
商工行政費	人口
徴税費	世帯数
戸籍住民基本台帳費	戸籍数
世帯	世帯数
面積	面積

近年における算定の簡素化・透明化等に向けた取組

◆地方分権推進委員会最終報告(平成13年6月14日) (抄)

3 地方交付税の改革の方向

国による歳出や事務事業の義務付けの廃止・緩和を進めるとともに、地域の実情に即した地方公共団体の自主的・主体的な財政運営に資する方向で、基準財政需要額の算定方法のあり方の検討を行い、その一層の簡素化等の見直しを図るべきである。

◆補正係数の単位費用化

補正係数(省令)による算定
↓
単位費用(法律)による算定

- ・漁港維持管理(H13)、
- ・都市公園維持管理(H12)
- ・老人医療、私学助成、公立大学(H11)

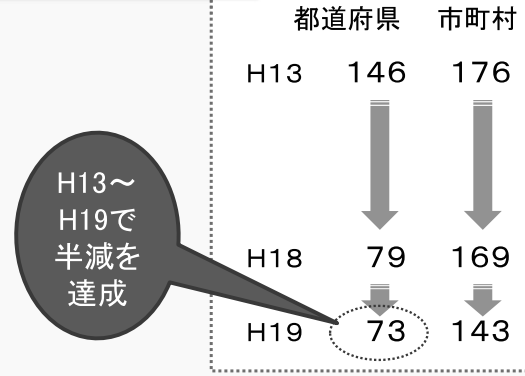
◆単位費用の統合

例: H17都道府県分(投資的経費)

「その他の土木費」
「企画振興費」
「その他の諸費」

→ 「その他の諸費」

◆補正係数の削減



◆意見申出制度の創設

交付税の額の算定方法に関する地方団体の意見の申出の制度化(H12、法第17条の4)

(3) 事業費補正の見直し

① 平成14年度における抜本的見直し

ア 公共事業

- ・ 事業費補正及び公債費方式(以下「事業費補正等」という。)による算定について、平成14年度の地方負担分から見直しを行う。
- ・ 13年度までに発行した既発債に係る元利償還金については、従前通りの財政措置を継続する。

(i) 地方債の充当率を原則90%(財源対策債を含む)に引き下げ(従前95%)

(ii) 地方債に係る事業費補正等の算定による算入率を引き下げるとともに、その分を標準事業費方式(人口等の測定単位に応じた算入措置)に振り替え。

(A類型) B類型に属するものを除き、次の通り事業費補正等の算入率を

引き下げ(河川改修、海岸、農道、ほ場整備等)

算入率(対地方負担額)

概ね60~70% ⇒ 30% (従来の概ね1/2)

(B類型) 標準事業費方式では、地方負担を的確に捕捉できないものにつ

き、例外的に引き下げ率を緩和(港湾、ダム等)

算入率(対地方負担額)

概ね60~70% ⇒ 45% (従来の概ね2/3)

具体的には、

財源対策債元利償還金の公債費方式による算入率(A、B共通)

50%(従来80%)

通常債(充当率原則30%に統一)元利償還金の事業費補正による

算入率(原則)

上記A類型 0%

上記B類型 50%

③ 平成22年度の見直し

事業費補正については、地方分権改革推進委員会第4次勧告において、財政力が弱い地方自治体における事業の執行等にも配慮し、可能な限り縮減する方向で検討すべきとされたことを踏まえ、地域主権確立の見地から以下のとおり見直し。

<平成22年度新規事業から事業費補正を行わない類型>

- 全国的偏在、先発・後発団体間の不均衡等の問題の生じない以下の事業について、22年度からの新規事業に係る事業費補正を行わない。

- (1) 補助事業・国直轄事業 港湾、漁港、まちづくり交付金、地域住宅交付金、給食施設、補助ダム 等
- (2) 地方単独事業 地方道路、ふるさと農道、ふるさと林道、合併推進、都市再生 等

- 経過措置（注）終了後における、地方債発行額（臨時財政対策債、減収補填債及び退職手当債を除く）に占める事業費補正対象起債額の割合を試算すると、以下のとおり低下すると見込まれる。

地方債合計	5割程度	→	3割程度
うち一般会計債	5割程度	→	2割程度

〔注〕経過措置

継続事業等については、当該事業の終了まで経過措置として事業費補正を行うが、事業の終了に伴い、徐々に事業費補正を縮減。

※ 交付税制度との関係上必要な地方債（臨時財政対策債、減収補填債、財源対策債、補正予算債）、個別の事業法に特別な財源措置が定められているもの（過疎辺地債等）、国民の生命・安全に係るもの等（災害復旧事業債等）は、現行制度を継続する。

イ 地方単独事業

- (i) 地域総合整備事業債を廃止
- (ii) 喫緊の政策課題である重点7分野に対象事業を限定した「地域活性化事業」を創設（ハコ物は原則対象外）
- (iii) 地域活性化事業債の充当率は75%、元利償還金の算入率は30%（従前の「地域総合整備事業債」は充当率75%～90%、算入率は財政力に依り30～55%）
- (iv) 旧地域総合整備事業については、平成13年度以前の既発債に係る元利償還金及び平成13年度までに着手済みの事業については、経過的に従来どおりの財政措置を行う。

② 平成15年度から平成21年度までの見直し

- (i) 平成21年度より、市町村分分について、地下鉄建設事業等に係る当該年度事業費補正の適用を廃止
- (ii) 平成20年度同意（許可）債より、市町村分分について、臨時高等学校整備事業債の事業費補正の適用を廃止
- (iii) 平成19年度同意（許可）債より、市町村分分について、住宅市街地総合整備事業債の事業費補正の適用を廃止
- (iv) 平成18年度同意（許可）債より、都道府県分分について、住宅市街地総合整備促進事業債の事業費補正の適用を廃止
- (v) 平成17年度許可債より、都道府県分分について、臨時高等学校整備事業債の事業費補正の適用を廃止
- (vi) 平成16年度許可債より、臨時河川等整備事業債（一般分）の事業費補正の適用を廃止
- (vii) 平成15年度許可債より、都道府県分分について、河川等関連公共施設整備促進事業債の事業費補正の適用を廃止

(4) 段階補正の見直し等

① 平成10年度から13年度

地方分権推進計画等を踏まえ、交付税の算定方法の簡素化の一環として、人口4千人未満の地方団体において、段階補正の割増率を一律とすることとし、商工行政費、消防費、保健衛生費、社会福祉費等について順次見直しを行った。

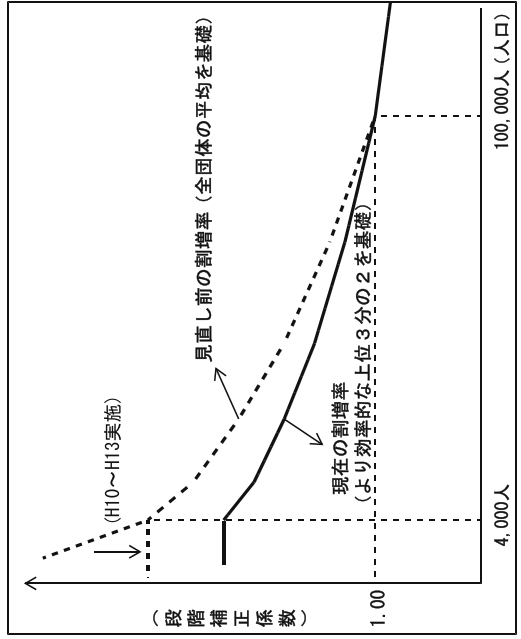
② 平成14年度から16年度

市町村分の段階補正について、小規模団体にあっても、職員の兼務や外部委託等により合理的・効率的に行財政運営を行っている地方団体もあり、そのような実態を反映した以下の見直しを行った。

- ・ 全団体の平均を基礎として割増率を算出する手法を改め、合理的・効率的な財政運営を行っている上位3分の2の団体の平均を基礎として割増率を算出。
- ・ 各団体への影響を勘案し、平成14年度から3年間で引き下げ。
- ・ 見直し対象費目

消防費、その他の土木費、その他の教育費、社会福祉費、保健衛生費、高齢者保健福祉費、農業行政費、商工行政費、企画振興費、徴税費、戸籍住民基本台帳費、その他の諸費

<参考>①②の見直しのイメージ図



④ 平成23年度の見直し

事業費補正については、これまで累次の見直しを行ってきたところであるが、地方公共団体の自主的・主体的な財政運営を図る観点から、平成23年度においても、更なる縮減を行う。

ア 事業費補正の廃止等

- (i) 消防広域化事業
 - ・ 告示の期限 (H24) 後に廃止
- (ii) 地下鉄事業 (出資金・補助金)
 - ・ 廃止
- (iii) 防災対策事業
 - ・ 「特に推進すべき事業」は廃止
- (iv) 地域活性化事業
 - ・ 「合併の円滑化」は廃止
- (v) 施設整備事業 (一般財源化分)
 - ・ 交付税措置率の段階的な引下げ

イ 特別交付税措置へ移行

- (i) 石綿対策事業
- (ii) 産業廃棄物不法投棄対策事業
- (iii) 特定間伐等促進対策事業
- (iv) 簡易水道事業
- (v) 中心市街地活性化等特別対策事業
 - ・ など

※ 廃止に当たっては、所要の経過措置を講ずる。

③ 平成22年度(段階補正及び人口急減補正の見直し)

条件不利地域や小規模市町村等において、必要な行政サービスを実施できるよう、人口や面積による機械的な計算では捕捉できない財政需要をきめ細かく算定し、財政力の弱い市町村等に手厚く配分する。

ア 段階補正

段階補正については、標準団体（人口10万人）未満の市町村について、過去に大幅な縮減が行われたが、現下のこれらの市町村の財政を取り巻く状況に鑑み、よりの確に財政需要に応えられるよう抜本的に見直し、700億円程度還元。

- 一般財源（平成13～20年度（決算））
標準団体以上（平均）▲1.6% 標準団体未満（同）▲5.8%
（4ポイント程度の差）
- 地方単独事業費（平成13～20年度（決算））
標準団体以上（平均）▲33.7% 標準団体未満（同）▲52.1%
（18ポイント程度の差）

イ 人口急減補正

高齢者比率の上昇や労働力人口の減少等が全国的に進行する中で、より持続的な人口減少局面に直面している市町村においても、必要な行政サービスの提供によって、地域社会の維持を可能とする観点から、人口急減補正を見直す。（影響額200億円程度）

・ 現行の算式（過去5年間の人口減少の影響を緩和）に加えて、条件不利地域の市町村を対象として、新たな算式（過去20年間の人口減少の影響を緩和）を導入（当該市町村にとって有利な算式を適用）

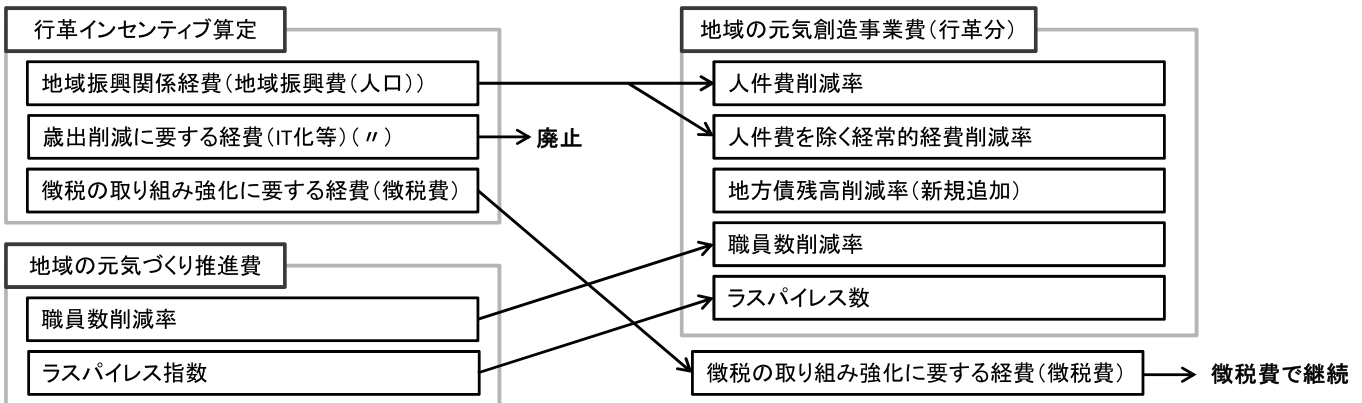
行革の取組みを反映する算定

○算定額の推移(単位:億円)

行革努力の実績を地域振興関係経費に反映する算定開始

		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
行革インセンティブ算定 (地域振興費(人口)、徴税费)	県	130	170	180	170	180	180	180	210	200	-	-	-
	市	400	990	1,090	1,170	1,170	1,140	1,100	1,000	930	-	-	-
	計	530	1,160	1,270	1,340	1,350	1,320	1,280	1,210	1,130	-	-	-
臨時費目 H25:地域の元気づくり推進費 H26~:地域の元気創造事業費	県	-	-	-	-	-	-	-	-	1,950	750	750	750
	市	-	-	-	-	-	-	-	-	1,050	2,250	2,250	2,250
	計	-	-	-	-	-	-	-	-	3,000	3,000	3,000	3,000
合計	県	130	170	180	170	180	180	180	210	2,150	750	750	750
	市	400	990	1,090	1,170	1,170	1,140	1,100	1,000	1,980	2,250	2,250	2,250
	計	530	1,160	1,270	1,340	1,350	1,320	1,280	1,210	4,130	3,000	3,000	3,000

○地域の元気創造事業費の創設(H26)



基準税率・基準率（この残りがいわゆる留保財源率）の推移

区分	年度	道府県分	市町村分
地方財政平衝交付金	S25～S27 S28	70/100 80/100	70/100 "
地方交付税	S29～S38 S39～H14 H15～	80/100 " 75/100	70/100 75/100 "

- ① S28は、義務教育費について、国庫補助負担金制度の復活に伴い、財源保障の範囲を高めるためのもの
- ② S39は、産業経済の急速な発展により税額の偏在化傾向が強まったこと及び清掃費、都市計画費等都市的経費の充実のためのもの
- ③ H15は、税収確保イセンティブを強化すること及び財源保障範囲の見直し（縮小）により、自らの責任と財源で対応すべき部分を拡大させるためのもの

【参考】

ア 基準税率

基準税率とは、地方税法第1条第1項第5号にいう標準税率（標準税率の定めのない地方税については、それぞれの税目について地方税法に定める税率）の75/100に相当する率のことである（地方交付税法第14条第2項）

イ 基準率

基準率とは、国有資産等所在市町村交付金に関する法律第3条第1項に定める率（地方税の税率に相当する率）の75/100に相当する率のことである（地方交付税法第14条第2項）

トップランナー方式の推進について

- 歳出の効率化を推進する観点から、民間委託等の業務改革を実施している地方団体の経費水準を地方交付税の基準財政需要額の算定に反映するトップランナー方式を推進。その際、財源保障機能を適切に働かせ、住民生活の安心安全を確保することを前提として取り組む。
- 地方行政サービス改革に係る調査によって把握することとしている地方団体の業務改革のうち、単位費用に計上されている全ての業務(23業務)についてトップランナー方式の検討対象とする。
- 導入に当たっては、地方団体への影響等を考慮し、複数年(概ね3～5年程度)かけて段階的に反映するとともに、小規模団体において民間委託等が進んでいない状況を踏まえて算定。

平成28年度の取組

- 多くの団体で業務改革に取り組んでいる以下の16業務について、トップランナー方式を導入し、段階的な反映における初年度の見直しを実施。

◇学校用務員事務	◇本庁舎夜間警備	◇公用車運転	◇学校給食(運搬)	◇プール管理	◇情報システムの運用
◇道路維持補修・清掃等	◇案内・受付	◇一般ごみ収集	◇体育館管理	◇公園管理	
◇本庁舎清掃	◇電話交換	◇学校給食(調理)	◇競技場管理	◇庶務業務の集約化	

平成29年度の取組

- 平成28年度から導入した16業務について、段階的な反映における2年目の見直しを実施。
- 業務の性格、業務改革の進捗、地方団体の意見等を踏まえ、図書館管理等5業務以外の以下の2業務について、新たにトップランナー方式を導入。

対象業務	基準財政需要額の算定項目		基準財政需要額の算定基礎とする業務改革の内容
	都道府県	市町村	
◇青少年教育施設管理	その他の教育費	—	指定管理者制度導入
◇公立大学運営	その他の教育費	その他の教育費	地方独立行政法人化

トップランナー方式を反映した基準財政需要額の見直し内容について

- 平成28年度に導入した16業務について、2年目の見直しを実施。
- 平成29年度から、青少年教育施設管理及び公立大学運営の2業務に導入し、初年度の見直しを実施。

【都道府県分】

対象業務	基準財政需要額の算定項目	見直し内容				見直し年数	基準財政需要額の算定基礎とする業務改革の内容				
		経費水準の見直し			経費区分の見直し (給与費→委託料等)						
		見直し前年度 (H28導入分:平成27年度) (H29導入分:平成28年度)	平成29年度	見直し最終年度							
H28導入分	◇学校用務員事務 (高等学校、特別支援学校)	高等学校費	388,570(千円)	366,025(千円)	332,208(千円)	○	民間委託等				
		特別支援学校費	57,312(千円)	54,592(千円)	50,510(千円)	○					
	◇道路維持補修・清掃等	道路橋りょう費	4,062,692(千円)	3,721,329(千円)	3,550,647(千円)			3			
	◇本庁舎清掃 ◇本庁舎夜間警備 ◇案内・受付 ◇電話交換 ◇公用車運転	包括算定経費	466,812(千円)	378,569(千円)	334,448(千円)	○		3			
			◇体育館管理 ◇競技場管理 ◇プール管理	その他の教育費	25,629(千円)	据え置き		据え置き	○	-	指定管理者制度導入、民間委託等
			◇公園管理	その他の土木費	161,345(千円)	据え置き		据え置き	○	-	
	◇庶務業務 (人事、給与、旅費、福利厚生等)	包括算定経費	庶務業務として特定せず包括的に算定	8,270(千円)の減	8,270(千円)の減	○		1	庶務業務の集約化		
◇青少年教育施設管理			その他の教育費	162,599(千円)	155,389(千円)	140,969(千円)	○	3	指定管理者制度導入		
H29導入分	◇公立大学運営	その他の教育費	理科系学部	1,694(千円/人)	1,647(千円/人)	1,460(千円/人)	○	5	地方独立行政法人化		
			保健系学部	1,938(千円/人)	1,884(千円/人)	1,668(千円/人)					

18

【市町村分】

対象業務	基準財政需要額の算定項目	見直し内容					見直し年数	基準財政需要額の算定基礎とする業務改革の内容		
		経費水準の見直し			経費区分の見直し (給与費→委託料等)	段階補正の見直し				
		見直し前年度 (H28導入分:平成27年度) (H29導入分:平成28年度)	平成29年度	見直し終了年度						
◇学校用務員事務 (小学校、中学校、高等学校)	小学校費	3,707(千円/1校)	3,395(千円/1校)	2,927(千円/1校)	○		5	民間委託等		
		中学校費	3,707(千円/1校)	3,395(千円/1校)					2,927(千円/1校)	
		高等学校費	7,353(千円/1校)	6,873(千円/1校)					6,152(千円/1校)	
◇道路維持補修・清掃等	道路橋りょう費	153,607(千円)	143,955(千円)	139,129(千円)			3			
H28導入分	◇本庁舎清掃 ◇本庁舎夜間警備 ◇案内・受付 ◇電話交換 ◇公用車運転	包括算定経費	55,483(千円)	48,097(千円)	44,359(千円)	○	○		3	
			◇一般ごみ収集	清掃費	192,962(千円)	据え置き	据え置き		○	-
			◇学校給食(調理)	小学校費	20,255(千円)	据え置き	据え置き		○	-
			◇学校給食(運搬)	中学校費	12,782(千円)	据え置き	据え置き	○	-	
			◇体育館管理 ◇競技場管理 ◇プール管理	その他の教育費	31,370(千円)	30,084(千円)	29,441(千円)	○	○	3
◇公園管理	公園費	51,569(千円)	据え置き	据え置き	○		-			
◇庶務業務 (人事、給与、旅費、福利厚生等)	包括算定経費	庶務業務として特定せず包括的に算定	4,560(千円)の減	11,398(千円)の減	○	○	5	庶務業務の集約化		
		◇情報システムの運用 (住民情報関連システム、税務関連システム、福祉関連システム等)	戸籍住民基本台帳費	17,586(千円)	14,705(千円)	13,265(千円)	○	3	情報システムのクラウド化	
徴税費	32,030(千円)	26,783(千円)	24,160(千円)							
包括算定経費	36,204(千円)	30,274(千円)	27,309(千円)							
H29導入分	◇公立大学運営	その他の教育費	理科系学部	1,694(千円/人)	1,647(千円/人)	1,460(千円/人)	○	5	地方独立行政法人化	
			保健系学部	1,938(千円/人)	1,884(千円/人)	1,668(千円/人)				

基準財政収入額の算定に用いる徴収率の見直し

- 地方税の実効的な徴収対策を行う地方自治体の徴収率を標準的な徴収率^(※)として基準財政収入額の算定に反映
 ※〔見直し前〕全国の平均的な徴収率 → 〔見直し後〕上位3分の1の地方自治体が達成している徴収率（平成28年度から5年間で段階的に反映）
 ➡ 実効的な徴収対策の一層の取組を促進

		見直し前	見直し後		参考 (32年度予定)
			(28年度)	(29年度)	
都道府県税	個人均等割	98.0%	98.1%	98.2%	98.6%
	所得割	98.0%	98.1%	98.2%	98.6%
	個人事業税	98.5%	98.6%	98.6%	98.8%
	不動産取得税	96.5%	96.9%	97.3%	98.5%
	ゴルフ場利用税	99.7%	99.8%	99.8%	100.0%
	鉱区税	98.5%	98.8%	99.1%	100.0%
市町村税	個人均等割	98.0%	98.1%	98.2%	98.6%
	所得割	98.0%	98.1%	98.2%	98.6%
	固定資産税(土地)	98.0%	98.1%	98.2%	98.6%
	固定資産税(家屋)	98.0%	98.1%	98.2%	98.5%
	固定資産税(償却)	98.5%	98.6%	98.7%	99.0%
	事業所税	99.8%	99.8%	99.8%	99.9%

20

まち・ひと・しごと創生事業費における成果の一層の反映

- 地方創生の取組を一層促進するため、平成29年度から、「まち・ひと・しごと創生事業費」の地方交付税の算定において、「取組の成果」に応じた算定に、3年間かけて段階的にシフトする

平成28年度

＜人口減少等特別対策事業費＞

＜地域の元気創造事業費＞

取組の必要度 に応じた算定 5,000億円	取組の 成果 に応じた算定 1,000億円
--	---

行革努力 に応じた算定 3,000億円	地域経済 活性化 の成果に応じた 算定 1,000億円 [※]
--------------------------------------	---

毎年330億円程度
ずつ3年間で
1,000億円シフト

毎年330億円程度
ずつ3年間で
1,000億円シフト

平成31年度

＜人口減少等特別対策事業費＞

＜地域の元気創造事業費＞

取組の必要度 に応じた算定 4,000億円程度	取組の成果 に応じた算定 2,000億円程度
--	---

行革努力 に応じた算定 2,000億円程度	地域経済活性化 の成果に応じた 算定 2,000億円程度 [※]
--	---

※特別交付税100億円程度を含む